

令和6年度第4回戸田市児童福祉審議会議事録

会議の名称	令和6年度第4回戸田市児童福祉審議会（書面開催）
開催スケジュール	令和6年11月13日 会議資料送付 令和6年11月21日～11月25日 委員より意見等の返送 令和6年12月18日 質問への回答送付
会長等氏名	会長 坪井 瞳 副会長 長林 美穂
出席者氏名（委員）	宮澤 浩二、細田 義和、金子 秀富、春沢 典子、渡部 京子、 白土 尚生、星野 正義 酒井 茂樹、志村 恵美子、坪井 瞳、 長林 美穂、伊藤 愛美、青木 真由美
欠席者氏名（委員）	伊藤 寛幸
事務局	秋元部長 高橋次長 矢ヶ崎室長 林課長 工藤課長 石原課長 福田課長 佐藤課長 田村課長 西山主幹 植野主幹 長谷川主幹 菊池主幹
議 題	【議題】 1 戸田市こども計画の第2稿について 第3回児童福祉審議会でのご意見反映状況について 新3事業について 戸田市放課後児童対策プランについて 「児童育成支援拠点事業」の量の見込みについて 2 戸田市児童福祉審議会条例の一部改正案について その他 児童福祉審議会（臨時）の開催について
会議結果	1 原案、承認 原案、承認 原案、承認 原案、承認 原案、承認 2 原案、承認
会議経過	別添のとおり
会議資料	【資料1】戸田市こども計画（第2稿） 【資料2】第3回児童福祉審議会でのご意見反映状況について 【資料3】戸田市児童福祉審議会条例の一部改正案について 【資料4】戸田市児童福祉審議会条例新旧対照表
議事録確定	令和6年12月25日 会長

発言者	発言・議題内容・決定事項
委員	<p><b>【議題1】戸田市子ども計画の第2稿について</b>  戸田市子ども計画の第2稿について説明（資料1）</p> <p>&lt;意見1&gt;  見やすく、そして分かりやすくなっていて良いと思います。内容は特に問題となるようなところは見当たりませんでした。  折れ線グラフが、線で重なってしまっていて見づらいところがあったので、考察に係わる部分をクローズアップして表示しても良いのかなと思いました。</p>
委員	<p>&lt;意見2&gt;  こどもの居場所づくりは非常に重要と考えます。現在ある既存の施設等もニーズに合っているか等、検討していきたいと思います。</p>
事務局	<p>&lt;意見2への回答&gt;  市では、今年度からこども版パブリック・コメントを実施し、その中のテーマとして、こどもの居場所となりうる「プリムローズ」の再編や公民館のこと等に対し、意見を聞きました。  今後の事業等において、こどもたちの声を生かしながら、実施してまいりたいと考えています。</p>
委員	<p>&lt;意見3&gt;  「こどもが輝くまち とだ」という計画の理念と基本目標1「こどもの権利擁護と意見の反映」は、とてもよいと思いました。その実現プロセスについて教えていただきたいと思いました。こども家庭支援室（現：親子健やか室）一課では実現しえない部分として、公園の整備、学校での実施部分、治安のさらなる向上などがあると思いましたので、計画の中でどこに庁内連携を位置づけるのかが気になります。また、居場所について「家庭が居場所になる」ための支援があるとよいと感じました（そこが上手くいかないためヤングケアラーや虐待のリスクが高まってしまうように思います）。加えて、児童が長く過ごす場所である「学校」「保育園」「学童保育」がどう取り組むのかについても計画に盛り込まれるとよいと思いました。ところで、上記計画は大人の側から提案されたものですが、そこに「子どもの意見」がどう反映されたのかについても補足して下さるとよいかと思いました。「子どもが安心して過ごせる」ことは「保護者も安心して過ごせる」ことになり、「保護者の安心は子どもの安心」でもあると思うのです。庁内一丸となって、こどもが輝く「まち」をつくるため審議会のリードをお願いしたいと願います。</p>
事務局	<p>&lt;意見3への回答&gt;  こどもの意見の反映のための意見聴取について。  こども版パブリック・コメントの実施や、戸田市子ども会育成連合会のリーダー研修会にお願いし、こどもたちの意見を聴取する取り組みを行っています。これらの取組を通じ、こどもたちの意見を市の施策</p>

	<p>に可能な限り反映させることを考えています。</p> <p>庁内連携について。</p> <p>本計画は各所属の施策が実施されることで、目標が達成されていくものであり、各基本目標における実施事業については、毎年度の進捗状況を照会し、確認をしております。また、委員ご指摘のとおり、こども施策は、福祉分野に加え、産業労働、教育など、庁内の多くの部局の取組が関係するため、連携して取り組んでいく必要があると考えております。現在市では、関係部局の次長職が構成員となっております。こども応援プロジェクトにより、様々なこどもに関する施策について部局横断的に意見交換や情報共有を行っております。また、上記のこども版パブリック・コメントは、こどもの意見を聴取することと同時に各課の実施するこども施策を庁内で共有する場にもなると考えております。情報を共有することで、その事業や課題等に対し、他分野の担当課とも連携しながら、対応していくことができると考えております。引き続き、これらの取り組みを活用し、連携を緊密に図ってまいります。</p> <p><b>【議題1】第3回児童福祉審議会でのご意見反映状況について</b>  <b>第3回児童福祉審議会での意見の反映状況について説明（資料2）</b></p> <p>&lt;意見1&gt;  委員 審議会での意見がきちんと反映されていて、前向きな対応がされていて良いと思います。</p> <p>&lt;意見2&gt;  委員 計画に基づいた実施を期待すると共に、ニーズの変化にも対応していただくと良いと思います。</p> <p>&lt;意見3&gt;  委員 審議会で協議された意見が的確に盛り込まれていて、さらに内容の濃いものになったと感じます。『戸田市地域で子育て支援を推進する条例』に基づいてつくられたことで市民、関係者全てが当事者となるよう期待します。各基本目標にある担当課が現場は当然のことですが、各課共に目標達成の為に連携を強化するための努力を一層心がけていただきたいです。私自身も関係する活動場においては特に意識してこれからも子育て支援に携わっていきたいと思います。</p> <p>&lt;意見4&gt;  委員 今回の修正によって、本市の本計画の方向性がより明確なものとなった印象がありとてもよかったですと思います。色つきの修正文言はどれも重要であると感じましたが、P105「子育て」「共育ち」という語は計画趣旨にも登場せず、説明もなく、唐突な意味不明な箇所と感じた（「共」には親子しか入らないのか？だれとだれが共か？など読み手が迷ってしまうのか）ので、ご検討下さるとよいかもしれません。また P31～37の調査対象を小/中/高生に分けたのは、その違いが見えて参考に</p>
--	---

事務局	<p>なるものでした（高校生は対面に重きを置くのに中学生はメールや電話が多い（夜一緒に過ごせないからか）など）。ただ、小学生の年齢が何歳からなのか不明なので、10才～16才など回答者の年齢幅も明記しておくとういと思います。修正によって、全体的に計画の目指すところや対象が明確なものとなり、よりよいものになったと思います。特に「計画の推進体制」は条例本文よりもわかりやすいものだったため、本市のホームページなどでもっと宣伝して「こどもが輝くまち とだ」をアピールしていただければと思いました。</p> <p>&lt;意見4への回答&gt;</p> <p>こどもへのアンケートにつきましては、小学校5年生からを対象に実施しました。調査方法にその旨記載いたします。</p> <p>「共育ち」の概念につきましては、第3回委員会において、ご意見をいただき、基本目標のどの項に加えるのが適切かを検討いたしました結果、共育ちとはどのような概念なのかと共に基本目標9に記述することとさせていただきます。</p>
委員	<p><b>【議題1 - 】新3事業について</b></p> <p>妊婦等包括相談支援事業、こども誰でも通園制度、産後ケア事業について説明（資料1）</p> <p>&lt;意見1&gt;</p> <p>計画通り進むことを期待します。</p>
委員	<p>&lt;意見2&gt;</p> <p>量の見込みの算出方法について承知しました。（こども誰でも通園制度については世帯収入により利用料が発生すると思いますが、利用料が発生することで利用しない世帯がいるのか、一時保育事業との併用ができるのかが気になりましたが、本計画ではふれないと思っています）</p>
会長	<p><b>【議題1 - 】戸田市放課後児童対策プランについて</b></p> <p>戸田市放課後児童対策プランについて説明（資料1）</p> <p>&lt;意見1&gt;</p> <p>民間学童の誘致において、保育の質の担保をどのように図っていくのかということも民間学童の現状を踏まえると（習いごと化・指導員の質・撤廃の可能性）丁寧に考えていく必要があると思います。保育園・幼稚園に学童機能を併設していただくことなども、質の担保のための一案であるかと思いますが（世田谷などは推進しています）。</p>
事務局	<p>&lt;意見1への回答&gt;</p> <p>民間学童保育室については、保育の質向上への人材確保や、埼玉県が実施する巡回指導の積極的な活用等を促すとともに、今後も待機児童が発生する地域に民間学童保育室の誘致を行う可能性があり、その際には十分な能力のある指導員の配置を求めます。また、保育園、幼稚</p>

<p>委員</p>	<p>園との学童保育室の併設については市内でも事例があり、今後も学童保育行政の参考にいたします。</p> <p>&lt; 意見 2 &gt;</p> <p>公立学童の運営には限界があると思います。市の管理では現場の状況を知ることが出来ず、児童等の問題にも解決に時間を要します。早目の委託事業等を考えて欲しいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>&lt; 意見 2 への回答 &gt;</p> <p>公立学童保育室については、令和 6 年度より美谷本小学校学童保育室を民営化し、現在、保育内容や市との協働体制などの検証を行っております。今後も、保育の質の向上及び民間事業者のノウハウの活用を目指し、公立学童保育室の民営化の検討を継続して行ってまいります。</p>
<p>委員</p>	<p>&lt; 意見 3 &gt;</p> <p>充実したプランとニーズに沿う実施を期待します。</p>
<p>委員</p>	<p>&lt; 意見 4 &gt;</p> <p>「全ての子どもが」という事業ですので、すでに実施されているものだけで不足のある地域のカバーや、全体的な環境整備、スタッフ確保をぜひ進めていただき、官・民協力で拡大してほしいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>&lt; 意見 4 への回答 &gt;</p> <p>全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごせるよう、今後も「青少年の居場所事業」の拡大や放課後子ども教室の全校実施を目指しつつ、地域の方々や近隣市の大学、成人式対象者等にもスタッフ確保の働きかけを行ってまいります。また、地域の諸団体とも力を合わせ、こどもたちの放課後の居場所の確保、青少年の健全育成に取り組みます。</p>
<p>委員</p>	<p>&lt; 意見 5 &gt;</p> <p>放課後児童対策プランを本計画に位置づけ、一体となってこども施策を実施する方向性は理解できましたが、いくつかの点でわからないことがありました。先によい点としては、民間学童の誘致や専門アドバイザーの巡回相談に対応したことで量の確保と質の向上に関して、国の施策に対応できている点が挙げられると思います。しかし「外向き」にはそれでよいのですが、本市のもつ課題をいくらかとりこぼしていること、またこどもの意見表明や権利擁護についてふれていない点が気にかかったところです。例えば「公立保育園は 20 時まで児童を預かるが、公立学童は 19 時までしか預からない」ことは「こども誰でも通園制度」を保育園が進める動き 働く保護者だけでなくどんな世帯もと連動していないことです。また、P87(2)の中に「人員確保が急務」と書く文の直後に「委託や指定管理等の運営手法の導入」とありますが、民間に学童運営を託せば人員が急に増えることはない(少子化+労働力不足)と思われ、やや整合性がよくないと思われ。同じ内容でも書き方を工夫できないものかと考えてしまいました(こどもが輝くまち 戸田かどうか)</p> <p>&lt; 意見 5 への回答 &gt;</p>

事務局	<p>こどもの意見表明や権利擁護については、包括的にこども計画で述べているところであり、放課後児童対策プランにおける事業でもその理念に基づいて運営を行います。</p> <p>学童保育室の開室時間につきましては、埼玉県放課後児童クラブガイドラインにおいて18時30分まで開所することと規定されております。戸田市の公立学童保育室では19時まで開室しており、民間学童保育室にも19時までの開室を条件にしております。それ以上の開室については民間学童保育室の独自事業の延長保育として展開しているものになります。ご家庭のご事情に応じて学童保育室の選択を行っていただくこととなります。</p> <p>公立学童保育室の保育事業を民間事業者へ委託することについては、人材確保の体力を含めて委託を行うものです。文案についてはお示し後に文章の整理を行い、該当箇所については、「人員不足については、現場では限られた人員を最適に配置し、より効果的なサービスを提供するため、公立学童保育室の運営について委託や指定管理等の運営手法の導入を検討いたします。」という表現に修正いたしました。</p> <p><b>【議題1 - 】【児童育成支援拠点事業」の量の見込みについて</b>  「児童育成支援拠点事業」の量の見込みについて説明（資料1）  &lt;意見1&gt;</p>
委員	<p>「類似事業を実施している」とのことですが、他にはどのような事業があるのでしょうか。事業の対象者の状況を考えると、多少の重複があっても良いのではないかとおもいます。居場所は多く、選択肢は多くあることも望ましく思います。</p> <p>&lt;意見1への回答&gt;</p>
事務局	<p>類似事業とは、こどもの貧困対策として、要保護児童を含む一定条件の児童のために市内2か所で学習支援事業を実施しています。これらの事業内容や対象経費、地域格差の解消等の問題、また、国のこどもの貧困対策や児童虐待防止対策の動向等を含めて、児童育成支援拠点の設置については検討しているところです。</p> <p>&lt;意見2&gt;</p>
委員	<p>確認しました。</p> <p>&lt;意見3&gt;</p>
委員	<p>第三の居場所のような拠点事業は、今後様々なエリアで必要だと思えます。期待します。</p> <p>&lt;意見4&gt;</p>
委員	<p>『戸田市地域で子育て支援を推進する条例』に基づいた委員構成になることで、より一層の充実した審議会が実現すると思えます。</p> <p>&lt;意見5&gt;</p>
委員	<p>量の見込み、承知しました。</p> <p>児童育成支援拠点事業について、P138(3)では「ニーズを見極めて</p>

	<p>事業を実施したい」とあり、本議題 1- では「類似事業を実施していることを踏まえ」とありますが、この 2 つを組みあわせて、もう少し「何をもとにニーズを見極めるのか」について補足的に説明してはどうでしょうか。本市では、学習支援事業、笹目の居場所支援（b &amp; g）各校区にひとつのこどもの居場所（こども食堂）などありますが、配置できる専門職の違いなど、ボランティア中心に活動する拠点を「類似」と言えるかどうかなどの検討が必要かと思えます。児童青少年課の「青少年のひろば」とも、こどもの居場所のひとつの「冒険あそび場」とも異なり、より要保護・要支援の児童家庭をターゲットにしていることを踏まえるあたりをいずれ説明して頂ければと思いました。</p> <p>&lt;意見 5 への回答&gt;</p> <p>ここで記載した類似事業とは、こどもの貧困対策として市内 2 か所で行っている学習支援事業を示しています。</p> <p>一方で児童育成支援拠点事業は、全てのこどもに対する事業ではなく、養育に困難を抱える家庭のこどもである要保護児童等を対象として実施する事業です。</p> <p>貧困対策の対象児童と要保護児童は非常に類似している面もあり、現在、国においても双方の事業の整理がなされていないため、本市においても類似事業の見直しや地域格差の解消などの課題を踏まえ、検討をしているところです。</p> <p>「確保方策の考え方」については、以下のとおり修正します。</p> <p>「ニーズを見極めて事業を実施していきます。」</p> <p>「児童虐待の状況や要保護児童数の推移等を勘案し、児童育成支援拠点事業のニーズを見極めて事業を実施していきます。」</p>
事務局	
	<p><b>【議題 2】戸田市児童福祉審議会条例の一部改正案について</b></p> <p>戸田市児童福祉審議会条例の一部改正について説明（資料 3、4）</p>
	<p>&lt;意見 1 &gt;</p>
委員	<p>より多くの方の意見が得られるのは良いと思います。名称、区分についても分かりやすくなっていると思います。</p>
	<p>&lt;意見 2 &gt;</p>
委員	<p>多方面の方々がそれぞれの立場での会は非常に有意義な集まりとなるでしょう。良い改正だと思います。</p>
	<p>&lt;意見 3 &gt;</p>
委員	<p>変更承知しました。</p>
	<p>社会福祉協議会が 4 号（行政機関）にあたるのか少し気になりますが、バランスを考えての変更の趣旨は理解できました。ところで、こども食堂などボランティアレベルで関わっている団体の代表はこどもの居場所に関係するので、メンバーに加えてもよいかと思いましたが、それは今は「社会福祉協議会が担っている」という認識で合っているか</p>

<p>事務局</p>	<p>どうかも気になりました。また条例に沿ってであれば、市民、子育て支援団体、事業者、教育・保育施設の順になりますが、1～5の区分の並び順には、どのような意図があると考えておいででしょうか（こどもまんなか 市民は行政より後回しというほどでもなさそうですが、順に意味がないのであれば条例に沿っていた方が説明しやすいかと思いました）</p> <p>&lt;意見3への回答&gt;</p> <p>社会福祉協議会の区分につきましては、事業者、行政機関と両方の側面があると考えられるため、再度その区分につきましては精査いたします。</p> <p>こどもの居場所に関わる方につきましては、ご指摘の通り、社会福祉協議会が戸田市こどもの居場所ネットワークの事務局を担っており、その実情を把握しているため、今回の改正では加えておりません。なお、現在は公募委員の2名が居場所に携わる方となっております。</p> <p>また、5つの区分の並び順につきましては、本市の他の条例及び、他自治体の条例等を参考にし、その並び順としております。</p> <p><b>【その他】 児童福祉審議会（臨時）の開催について</b>  <b>第3稿の審議について、臨時で審議会を開催するか書面での報告になるか、については、事務局と会長に一任となった。</b></p>
------------	--